

九州大学化学物質管理規程運用マニュアル

平成 25年 2月 6日
九州大学環境保全管理委員会

このマニュアルは、九州大学化学物質管理規程（平成23年度九大規程 第92号、以下「規程」と記す）の一部を引用し、補足説明するとともに、規程の運用にあたり必要な事項を示すものである。

目 次

1. 化学物質管理体制と責務	3. 点 検
2. 化学物質の管理	4. 環境保全及び安全衛生教育
2-1 一般的注意事項	5. 法令違反等の対応
2-2 毒物及び劇物等の管理	6. 盗難、漏えい等の対応
2-3 有機溶剤等の管理	
2-4 危険物の管理	
2-5 化学物質管理支援システム	

1. 化学物質管理体制と責務

- (1) 部局長は、当該部局における化学物質の管理を総括し、化学物質による安全衛生上の危害、盗難、紛失、環境汚染等の防止等の職務を補佐させるため、当該部局に部局化学物質管理責任者を置く（規程第6条第3項、以下単に「6条-3」と記す）他、必要に応じ、部門、講座及び附属施設等に化学物質管理責任者を置くものとする。
- (2) 部局長は、化学物質を適正に管理させるため、当該部局の化学物質を取り扱う教員のうちから研究室等ごとに化学物質管理取扱責任者を置くものとする（6条-5）
- (3) 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者に対する安全衛生上の危害及び環境汚染等を防止する（8条-1）ために、法令等の他、規程第8条（化学物質管理取扱責任者の責務）や第10条（毒物及び劇物の取扱い）の責務及び本マニュアルに定める事項を厳守することとする。
- (4) 化学物質取扱者は、部局長、部局化学物質管理責任者及び化学物質管理取扱責任者の指示及び指導に従うとともに、関係法令等に定めるところにより、化学物質を適正に使用及び管理し、環境汚染等の防止に努めなければならない（9条-1）

2. 化学物質の管理

2-1 一般的注意事項

- (1) 化学物質取扱者は、法令等によって規制された化学物質のみならず、危険有害性を有するあらゆる化学物質について、その危険有害性による身体へのリスクの軽減及び環境汚染防止に努めること。
- (2) 化学物質管理取扱責任者は、当該研究室等の化学物質保管庫及び棚の転倒防止、化学物質の転落防止及び混触危険を避ける措置を講じなければならない（8条-3）
- (3) 化学物質（とくに揮発性有機化合物）を使用している部屋を、原則として、居室としない。
- (4) 危険有害性を有する化学物質を取り扱う場合には、化学物質安全データシート(MSDS)を、常時実験室等の見やすい場所に掲示、又は備え付けること。
- (5) 危険有害性の高い化学物質を取り扱う場合は、化学物質管理取扱責任者の指示に従い、保護衣、保護具（眼鏡、手袋、防毒マスク等）を使用すること。とくに危険有害性の高い物質については、使用の必然性や代替物質等を十分に検討すること。
- (6) 化学物質取扱者が異動する場合は、当該化学物質取扱者が管理していた化学物質の移管又は廃棄を適正に行い、化学物質管理取扱責任者は、これを確認すること（8条-5）

- (7) 化学物質取扱者は、特定毒物研究者、麻薬研究者、覚せい剤研究者、覚せい剤原料研究者等に該当する場合は、化学物質管理取扱責任者に届け出を行い（9条-3）、化学物質管理取扱責任者は、部局化学物質管理責任者にその旨を報告すること（8条-6）
- (8) 長期間（おおよそ10年以上）保管され、かつ、今後も使用の見込みがない化学物質については、リスク軽減のため、速やかに廃棄すること。
- (9) 化学物質及び化学物質を含む廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「九州大学給排水及び廃棄物管理規則」に定めるところに従い（14条）、部局の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する事務担当者を通して行うこと。

2-2 毒物及び劇物等の管理

毒物及び劇物の管理に関しては、九州大学化学物質管理規程第10条に規定しており、その運用にあたり以下を補足する。

- (1) 保管庫は、施錠できる堅固な金属製とし（10条-1）、保管庫の鍵は、化学物質管理取扱責任者又は化学物質管理取扱責任者が指名した教職員が、厳重に管理しなければならない。
- (2) 毒物及び劇物は、その他の化学物質とは保管庫を別して保管し（10条-2）さらに、毒物と劇物を同じ保管庫で保管する場合は、保管庫内で区別して管理すること。
- (3) 化学物質管理取扱責任者は、規程（10条-3）に示す「毒物」等の表示の他、保管庫の管理者名も表示すること。また、劇物であり、消防法にも規定されている危険物である化学物質を危険物屋内貯蔵所に保管する場合は、屋内貯蔵所の陳列場所に「劇物」の表示を行うこと。
- (4) 毒物及び劇物は、常に在庫量及び使用量を把握できるようにしておくために（10条-4）、原則として、使用する毎に化学物質管理支援システムに使用量等を入力する「使用量管理」とし、さらに毒物は、管理簿にも記帳することが望ましい。ただし、劇物で、1本の容器を短期間（1ヶ月程度）で使用するような場合は「本数管理」でも“常に在庫量及び使用量を把握できる（10条-4）”と見なすものとする。

毒劇物管理簿

品名		システム登録番号				
保管場所(部屋番号、保管庫名)			単位：g・ml・()			
年月日	受入	払出	残量	使用者	使用目的	備考

- (5) 麻薬等は、別途、国が定めた管理方法に則り、責任を持って、厳重に管理すること。

2-3 有機溶剤等の管理

有機溶剤及び特定化学物質（以下、「有機溶剤等」と記す）の管理方法は、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質等障害予防規則等に定められており、遵守すべき事項を以下に示す。化学物質管理取扱責任者はこれらを確認し、必要に応じ改善等を行うこと。

- (1) 有機溶剤等を使用する場合には、局所排気装置やプッシュプル型換気装置の設置または発散防止抑制措置を導入すること。
- (2) 局所排気装置又は排ガス処理装置を、設置又は変更する場合は、30日前までに所轄労働基準監督署に届け出ること
- (3) 局所排気装置は年1回定期的に法定の自主検査を行い、その記録を3年間保存すること。

- (4) 薬品を浴びたときのための洗浄装置を設置すること。
- (5) 有機溶剤等によるリスクを定期的に調査し、把握すること。
- (6) 作業環境測定を行い、第Ⅱまたは第Ⅲ管理区分に区分された場合には、施設、設備または作業方法等の点検を行い、評価の記録とともに講ずる改善措置の内容を掲示等によって化学物質取扱者に周知し、速やかに改善措置を講じること。
- (7) 第Ⅲ管理区分に区分された場合には、化学物質取扱者の健康診断を実施するとともに、改善措置の効果を確認するために、当該化学物質の濃度を測定し、その結果を周知すること。
- (8) 作業環境測定の記録は、部屋毎に整理し、保存すること。

2-4 危険物の管理

消防法に定められている「危険物」には、爆発性、自然発火性、禁水性、引火性等があり、重大な事故や災害を引き起こすことから、管理、取扱いには細心の注意を払わなければならない。

- (1) 危険物の保管量が消防法で定める「指定数量」の20%を超えた場合には、少量危険物貯蔵取扱所として届け出が必要である。危険物は危険物保管庫で管理し、必要以上に取り出さないこと。
- (2) 危険物を取り扱う場所では、火気、電気火花、高熱物等の管理を厳重にし、消火用設備を常備すること。
- (3) 混触によって爆発や発火の現象を起こす危険物は、同じ保管棚等に保管しないこと。

2-5 化学物質管理支援システム

- (1) 化学物質取扱者は、化学物質を取得直後に化学物質管理支援システム（以下、「本システム」と記す）に登録し、管理するものとする（13条-1）
- (2) 本システムによる化学物質の管理等に関し必要な事項は、環境保全管理委員会で定める（13条-4）
- (3) 部局長は、本システムの適正な運用を行うために部局化学物質管理支援システム管理者を置くものとする。なお、環境保全管理委員会委員を選出している部局については、とくに申し出のない限り、委員会委員を部局の本システム管理者とする。
- (4) 部局長は、本システムによる化学物質の適正な使用及び管理の状況について点検等を行い、必要に応じ改善指導を行うこと。
- (5) 化学物質管理取扱責任者は、本システムに登録された化学物質の使用量と在庫量を、定期的に照合しなければならない（10条-5）
- (6) アンプルや小瓶等が数多く入っている容器や各種キットは、管理しやすい包装単位（箱など）で登録してもよい。
- (7) 「小分け」や「合成」した化学物質についても、本システムで管理することができるものとする。
- (8) 貯留タンク等に入った化学物質で、本システムで管理することが困難な場合には、使用簿で管理してもよい。

3. 点検

- (1) 部局長は、研究室等における化学物質の管理状況について、部局長が指名した者又は研究室間相互で行う目視による点検又は研究室内での自主点検等を、1年に1回以上行う体制を整えること。なお、点検項目は、部局の管理状況や法令等を考慮し、計画的に定めること。
- (2) 部局長は、報告された部局内点検結果に基づき、必要に応じて化学物質管理取扱責任者に対し、改善を求めるものとする。

- (3) 化学物質管理取扱責任者は、改善要求があった場合には速やかに改善措置を行い、改善内容を部局長に報告するものとする。
- (4) 化学物質管理取扱責任者は、当該研究室等の化学物質について、関係法令等に定められた管理方法を厳守し、定期的に化学物質の在庫状況と記録等とを照合及び点検しなければならない (8条-2)

4. 環境保全及び安全衛生教育

- (1) 化学物質取扱者は、本学や部局又は部門等が行う環境保全や安全衛生に関する教育（以下、「環境安全教育」と記す）を受講しなければならない。
- (2) 化学物質を取り扱う学生実験等の開始前には、担当教員は、学生等に対する環境安全教育を必ず実施すること。
- (3) 部局化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う学生等及び教職員に対して化学物質の管理に関する指導及び助言を行うものとする (7条)
- (4) 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者に対して化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない (8条-4)
- (5) 研究室等において、化学物質を取り扱う学生等を指導する教職員は、新たな実験研究に着手するとき及び作業手順の変更時には、学生等に対して化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない (9条-2)

5. 法令違反等の対応

- (1) 環境保全管理委員会委員長（以下「委員長」という）は、部局において関係法令等に反している事象が判明したとき又は化学物質による環境安全衛生上の問題若しくは健康障害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるときは、当該部局長に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる (11条-1)
- (2) 部局長は、部局化学物質管理責任者および化学物質管理取扱責任者からの情報提供を受け、法令違反、事故の原因究明に努め、さらに防止、改善策を講じなければならない。
- (3) 環境安全衛生推進室は、当該部局長の依頼により、原因究明や改善措置に協力し指導及び助言を行うことができる (11条-2)
- (4) 部局長は、改善措置を命ぜられ講じた改善措置により、環境安全衛生上の問題又は健康障害が生ずるおそれなくなったと判断したときは、講じた改善措置及びその結果について、委員長へ報告しなければならない (11条-3)

6. 盗難、漏えい等の対応

- (1) 社会に重大な影響を与える化学物質の盗難又は紛失の可能性があることが判明ときは、化学物質管理取扱責任者は、直ちにその内容を部局長及び環境安全衛生推進室長に報告しなければならない (12条-1)
- (2) 部局長は、前項(1)の報告を受けたときは事実確認に必要な措置を講じ、盗難又は紛失が明らかになった場合には、総務部長を通じて、その内容及び結果を総長及び化学物質統括管理責任者に報告しなければならない (12条-2)
- (3) 化学物質管理取扱責任者は、化学物質の飛散、漏えい、流出等が生じたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに (12条-3)、その内容を部局長及び環境安全衛生推進室長に報告すること。